

愛知県地域保健医療計画「精神保健医療対策」関係分の中間見直しについて

1 趣旨

2026年度は、現行の愛知県地域保健医療計画の中間年にあたり、現行計画の中間見直しを行う必要がある。

【愛知県地域保健医療計画の計画期間(6年間)】

[今期計画] 2024年度～2029年度

2 見直し時期について

2026年度に実施。

(見直し後の計画期間 2027年4月1日～2030年3月31日)

3 見直しの内容について

現行の医療計画をベースに、データや「現状」の時点修正等を行うほか、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」を見直す。

見直しにあたっては、「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」(厚生労働省)における意見等を参考としながら国指針に基づき見直し作業を行う。

4 見直し体制について

| 区分 | 組織 |
|----------------|---|
| 全体 | ○ 愛知県医療審議会 (医療計画中間見直しの諮問・答申) |
| 県計画 | ○ 愛知県医療審議会医療体制部会 (県計画中間見直しの審議・検討) |
| 「第5節 精神保健医療対策」 | ○ 地方精神保健福祉審議会 (障害福祉計画及び国指針との整合性等について審議・検討) |

4 地方精神保健福祉審議会による検討スケジュール

愛知県地域保健医療計画を調査審議する医療審議会医療体制部会の開催時期を踏まえ、8～9月頃と12～1月頃の2回開催を基本とし、必要に応じて審議会委員に対し書面による意見徴取等を行うこととしたい。